

「青葉区寄り添い型生活支援事業業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青葉区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱第8条第1項第4号の規定に基づき、青葉区寄り添い型生活支援事業業務委託を公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について定める。必要な手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「プロポーザル要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、本要領、提案書作成要領、提案書評価基準、業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 提案書を提出する者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる要件を満たす法人とする。

- (1) 児童福祉や青少年自立支援・健全支援等について活動実績があり、児童に対する支援を提供できること。
- (2) プロポーザル参加意向申出書（以下「参加意向申出書」という。）提出の時点で、横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、登録種目に「333 福祉サービス」又は「350 その他の委託等」の登録があること。ただし、登載されていない場合でも、参加意向申出書を提出した時点で申込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登載の完了が見込まれることを条件として、提出できるものとする。
- (3) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日。以下「指名停止要綱」という。）の規定による指名停止を受けていない者であること。

2 次のいずれかに該当する法人は、提案資格を認めないものとする。

- (1) 代表者もしくは役員が、以下の項目に該当しないこと。
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者

- (2) 代表者もしくは役員が、指定暴力団の構成員ではないこと。
- (3) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又はこれを受けた場合において必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (6) 市税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続き中でないこと。
- (8) その他、公序良俗に反する行為を行っていないこと。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は提案書作成要領に定める。

- (1) 提案者の概要・事業実績
- (2) 業務実施方針
- (3) 業務実施内容と実施手法
- (4) 業務実施体制
- (5) 業務管理運営体制
- (6) 当該業務の収支予算書
- (7) その他、業務の実施に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルの評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案者の事業実績
- (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
- (3) 業務実施内容と実施手法の妥当性・実現性等
- (4) 業務実施体制の妥当性・実現性等
- (5) 業務管理運営体制の妥当性・実現性等
- (6) 収支予算の妥当性
- (7) 企業・団体としての取組等に関するこ

2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に評価し、評価の採点の総合点（ヒアリングに出席した評価委員の採点合計。以下「総合点」という。）が最も高い提案者を特定する。

4 総合点が同点の場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。票数が同数の場合には委員長の判断により決定する。

5 総合点が、上限配点（加点部分を除く）の合計の60%に満たない場合は提案者を特定

しない。

- 6 提案者が1者の場合にも評価を実施する。
- 7 評価委員会に出席する委員の半数以上からE評価（特に劣っている）及びF評価（評価不能）を受けた項目のある提案者は、受託候補者として特定しない。
- 8 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (2) ヒアリング
 - (3) 提案書の評価
 - (4) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には次の者を委員とし、委員長及び副委員長を置く。
 - (1) 青葉区総務課長（委員長）
 - (2) 青葉区福祉保健課長（副委員長）
 - (3) 青葉区こども家庭支援課長
 - (4) 青葉区生活支援課長
 - (5) 青葉区小学校長会代表
 - 3 委員長が事故等により欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。
 - 5 提案書の評価にあたり、実施したヒアリングに欠席した評価委員は、採点ができないものとする。
 - 6 委員長は、評価結果を青葉区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。
 - 7 評価委員会の総務は、青葉区こども家庭支援課が行う。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(選定の効力)

- 第8条 プロポーザル要綱第17条により受託候補者として特定した者（以下「特定者」という。）の選定の効力は、特定者が業務を開始した年度から起算して5か年度とする。
- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、特定者が業務の受託者として適当でないと認めるときは、選定の取り消し又は運営の停止を命じることができる。
- 3 前項のほか、特定者が初年度の申請書類の提出以降、契約の締結までの間又は受託後の運営期間における毎年度の委託契約時点において、指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けている場合には、本件の選考、契約手続への参加資格並びに運営者選定の効力を取り消す。

(その他)

- 第9条 この要領の運用において必要な事項は区長が定める。

附則

この要領は、令和7年11月26日から施行する。